

第二 1907年「癩予防二関スル件」

……（中略）……茲に諸君の会同を得て、癩病の恐怖すべき事を大に国民に知らしむると同時に癩の事業に賛助を与える方法を図らんと欲するものなり」と演説した（窪田静太郎「社会事業と青淵先生」、『龍門雑誌』418号、1928年10月）。

この会合が開かれた1905年11月は、アメリカのポーツマスで日露戦争の講和条約が結ばれた直後である。国家も国民も、ヨーロッパ列強のロシアに勝利したことで日本は「一等国」であると確信していた。そうした日本で大勢のハンセン病患者が路傍をさまよい、そうした患者の治療を外国人の病院に依存する事実は屈辱と映った。前掲の11月7日付『東京日日新聞』も「我邦は癩病患者の数に於て印度に次ぎての多数を有し、人口の割合を以てすれば世界第一の癩病国なり、此の事実には国家の恥辱なり」と断じている。したがって、この会合では、ハンナ・リデルの回春病院への援助とともに、ハンセン病対策の国策の樹立が強く求められたのである。

また、この会合では、光田健輔が、患者が感染源であるという理由で隔離政策の実施を主張している。以後、戦前・戦後をとおしてハンセン病患者への事実上の強制隔離政策を推進していく中心人物となる光田であるが、すでにこの段階で、国策に強い影響力を与えていたと考えられる。

当時、光田は行旅病者などを収容していた東京市の経営になる養育院の医官であり、行旅病者のなかにハンセン病患者が多いことを憂慮して、1899（明治32）年に養育院内に「回春病室」を開設し、ハンセン病患者の院内隔離を実施していた。光田は、すでに1902（明治35）年に「政府未だ癩隔離の方針を執りたるを聞かず、民間慈善家の奮て癩隔離所を創設したるを聞かざるは、社会一般が未だ癩病の遺伝病たるの旧思想に支配せられ、其宣伝の恐るべきを知らざるに由るが抑亦其天刑病の名に拘泥して病毒の侵入に放任せんとするに由る歟。……（中略）……我東京市たる者宜しく先づ癩病隔離の問題に注目し、速にこれが適當の設備を施し以つて一には首都の体面を全うし、一には輿論の先鋒となりて政府をして本病隔離の大方針を確立せしむるの端緒を開くを要す。之れ豈に市当局の責任に非ざとせんや」と、隔離の必要を訴えていた（「癩病隔離所設立の必要に就て」、『東京養育院月報』12号、1902年2月）。

光田が国策に大きな影響力を与えたことは、単に1905年11月の会合に出席したことだけから判断するわけではない。前述したように、衛生局長窪田静太郎は、同年2月16日、議会でハンセン病患者の監督を養育院の付属病室へ委託すると答弁していた。養育院の付属病室とは、まさに光田が設置した「回春病室」である。窪田は、養育院における光田の実践を承知していて、このような答弁をおこなったのである。

では、光田と内務省を結び付けたものは何か。それは渋沢栄一が存在である。「財界の大番頭」と言われ、政界・官界に多くの知己を持つ渋沢は、養育院への有力な支援者でもあった。現場でハンセン病についての多くの臨床例を有する光田の意見は渋沢を媒介として、国策に反映していく。事実、渋沢は、1914（大正3）年12月17日、自らが会長を務める中央慈善協会で光田を招いてハンセン病予防の講演会を開いた際、光田について「先年東京市養育院に勤務せし縁故より拙生とは別て懇親に致居候」と紹介している（中央慈善協会編『癩病予防に就て』、中央慈善協会、1915年）。

光田健輔は、1906（明治39）年冒頭、「癩病患者に対する処置に就て」という持論を発表する（『東京養育院月報』59号、1906年1月）。そこで、光田は「先づ貧困なる癩病者を収容し、国費を以て